

令和6年9月25日
庁舎整備担当部

本庁舎等整備工事の工期延伸に伴う区への損害額確定に関する今後の流れについて

1 主旨

区では、現在、令和6年3月1日付で締結した、「世田谷区本庁舎等整備工事における工期延伸に関する合意書」に基づき、本件工期延伸に伴い区に生じた損害額の確定に向け、大成建設と交渉を行っている。本件に関し、損害額の確定時期や支払い方法、区議会への報告等、想定する今後の流れについて、以下の通りまとめたので報告する。

2 損害額の確定に向けた流れ（予定）

区に生じた損害額の確定に向けた主な流れを以下に示す。

- (1) 区に生じた損害額について、各工期竣工後、順次算定し、根拠資料を添付の上、項目と額を「区が現段階で確認した損害の項目」としてまとめる。
- (2) 各項目に関する質疑応答等、一通りの交渉が終了した段階で、大成建設から、損害として確認した項目の確認書を受領する。
- (3) (1)、(2)を3期竣工後まで、適時、実施する。
- (4) (3)において、区が確認した損害額の累積が、技術提案不履行違約金（約4.15億円）を超過した以降は、その超過分について、大成建設との合意に基づき、各年度の工事代金支払い又は各工期竣工払いとの相殺等により、順次、支払いを受ける。
- (5) 3期竣工後、全損害について合意できた場合、区議会の「和解」の議決を経て、「本件工期延伸にかかる損害額」として確定する。
- (6) 3期竣工後、合意できない損害が残る場合、建設工事紛争審査会へ調停等の申立て、又は、訴訟の提起等、区議会の議決を経て、裁判上の請求を行う。

3 区議会への報告について

(1) 区が確認した損害の項目

庁内調査結果に基づき区に発生した損害の項目等は、必要な根拠資料が整い、区として確認が終了した段階で、議会に報告する。

(2) 人件費等

人件費等の算定方法等、交渉に一定の時間を要するものは、区の考え方等をまとめた段階で報告する。

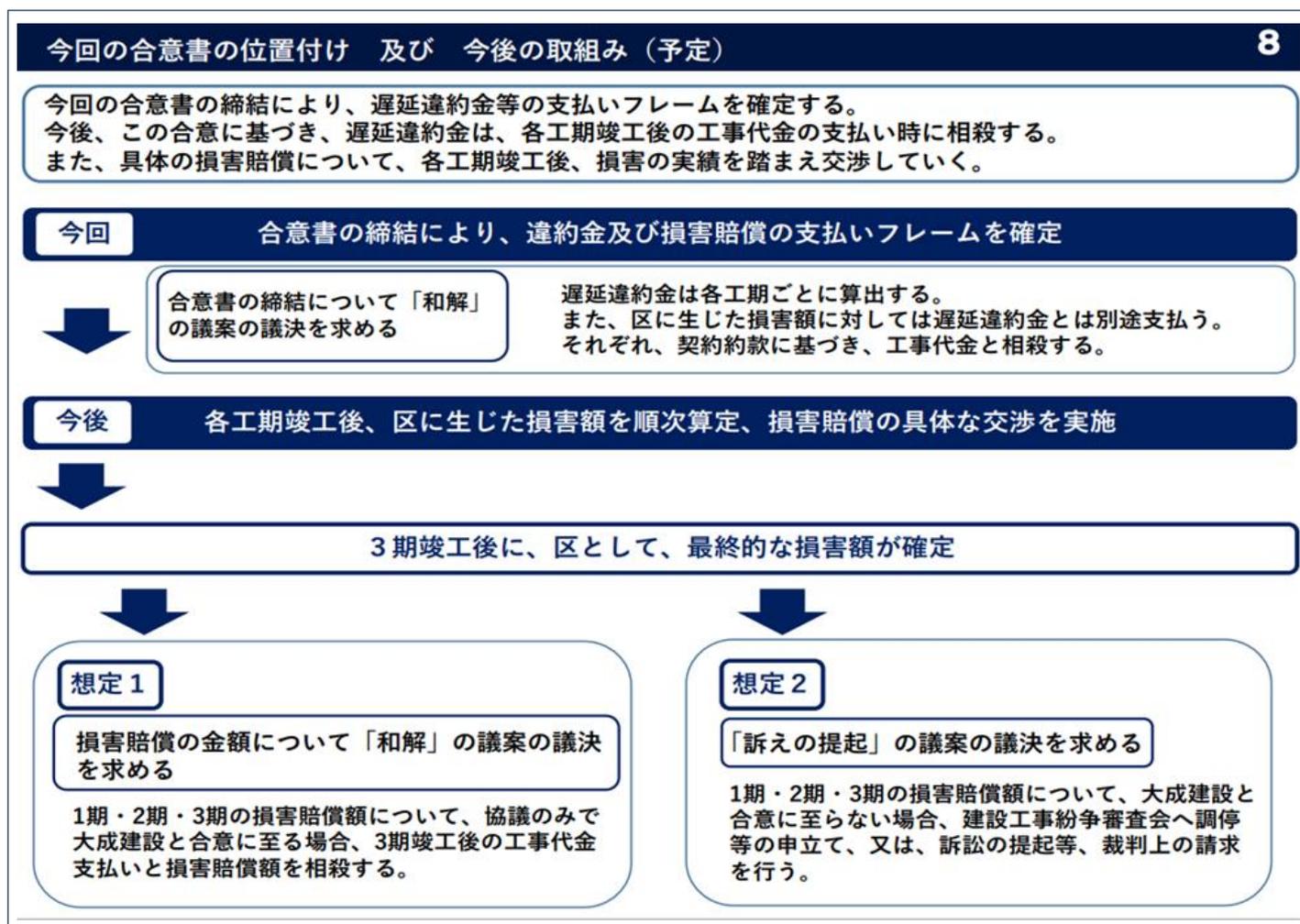
(3) 交渉後の損害項目リスト

交渉を経て、大成建設から確認書を受領した段階で、改めて額とともに、報告する。

4 今後のスケジュール(予定)

令和6年 9月～ 引き続き、大成建設との交渉

12月 DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会報告
(1期工期延伸により生じた損害額について)



(参考) 図：損害額の確定までの概念図

※令和6年1月15日DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会報告資料より抜粋